

議案第51号

世田谷区指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年2月19日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準の改正に伴い、指定福祉型障害児入所施設における従業者の配置の基準のうち、栄養士に係る基準を変更する必要があるため、本案を提出する。

世田谷区指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

世田谷区指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（令和元年10月世田谷区条例第28号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項各号列記以外の部分及び第5号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。